

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく普及啓発推進事業



環境省

【令和2年度予算（案） 328百万円（338百万円）】

温対法第39条及び第38条に基づき、全国地球温暖化防止活動推進センター（全国センター）及び地域地球温暖化防止活動推進センター（地域センター）の調査・情報収集・提供・普及啓発・広報活動等を委託・補助により実施します。

1. 事業目的

- ①地域や個人によって異なる生活スタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取組を推進することで、住民の意識改革や自発的な取組の拡大・定着を目指す。
- ②地域の特色に合った地球温暖化対策の拡大・定着、情報収集・提供・普及啓発を通じ、家庭・業務部門の効果的な温室効果ガス削減に寄与する。

2. 事業内容

（1）全国地球温暖化防止活動推進センター調査・情報収集等業務
（102百万円）

温対法第39条に基づき、国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を促進する方策や、地球温暖化対策に関する調査研究、普及啓発・広報活動、地域センターとの連絡調整、地域センターの事業に従事する者に対する研修及び地域センターへの指導等を実施する。

（2）地域における地球温暖化防止活動促進事業
（226百万円）

温対法38条に基づき、地域における日常生活に関する温室効果ガスの排出実態や、身近な地球温暖化対策に関する、調査、情報収集、啓発活動等、地域関係団体との連携等を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) 委託事業 (2) 間接補助事業（補助率 9/10）
- 委託先/補助対象 (1) 全国地球温暖化防止活動推進センター
(2) 地域地球温暖化防止活動推進センター
- 実施期間 平成28年度～

4. 事業イメージ

（1）全国センター

【委託対象】 環境省→全国センター

- ・日常生活実態アンケート調査
- ・優良事例等取組発信
- ・地域センター研修



（2）地域センター

【補助対象 補助率：9/10】

環境省→非営利法人→地域センター 地域センター研修

- ・地域における実態調査・情報収集等
- ・地域住民への啓発活動



地域センターによる地域住民への啓発活動

お問合せ先： 地球環境局 地球温暖化対策課 国民生活対策室（03-5521-8341）